

鳥取県県政顧問設置規則

昭和 40 年 4 月 1 日
鳥取県規則第 14 号

鳥取県県政顧問設置規則をここに公布する。

鳥取県県政顧問設置規則

(設置)

第 1 条 県に県政顧問(以下「顧問」という。)を置く。

2 顧問は、非常勤とする。

(任命)

第 2 条 顧問は、専門の学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(所掌事務)

第 3 条 顧問は、県勢の進展を図るために特に必要な重要事項に関し、知事から委託された事項について調査助言する。

(任期)

第 4 条 顧問の任期は、2 年とする。

2 顧問は、再任されることができる。

(雑則)

第 5 条 顧問に関する細目については、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。